

総会開催結果

作成日：令和2年11月30日

1	総会名	令和2年11月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和2年11月24日（火） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況  ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	×
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鎚		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○		
		三浦 茂男	○		
	農業委員会事務局	事務局長 道又 英樹	主幹 祝田 茂		
5	議 事		付議	承認	
	報 告	【報告第7号】農地法第3条の3第1項の規定による届出について（1件）			
	議 案	【議案第16号】農地法第5条の規定による許可申請について	2	2	
		【議案第17号】農地法の適用外証明願について	1	1	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

## 総 会 議 事 録

### 【議 長】

あらためましておはようございます。

定刻となりましたので、只今より令和2年11月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち6名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日、阿部成子委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

### 【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和2年11月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

### 【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、

7番 阿部義正職務代理者と1番 三浦英俊委員を指名いたします。

### 【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(資料4 ページを読み上げ。)

【議長】

続きまして、日程第4 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」について、番号5を上程します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第16号番号5を読み上げ)

【議長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦幸保推進委員、阿部美智子推進委員から所見を伺います。

【推進委員】

以前は田んぼとして使かっていたらしく、畦道があったが今は全然使われてない状態で荒れた状態になっていました。 周辺は作業用に使用して、基地的な部分は半永久的に使用するということですが、建物に対しては影響がないと考えられます。

【議長】

農地法第5条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

資料7・8ページの「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。

3 「転用事項」(1)の「用途」ですが、10の「その他の施設用地」に、

4 「許可基準からみた意見と理由」

(1)の「農地の区分」は「農業振興地域内の農用地」に該当します。

(2)の転用目的ですが、農振計画への影響を及ぼさない3年以内の一時転用であることから、許可できるものとなっております。

(3)の「目的実現の確実性」については、整備の実施主体が大槌町で

あり、事業費も今年度予算化されていること、地権者との同意も得られていることから確実に判断できると見込まれます。

**【議 長】**

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

《事務局》

今年度の携帯の基地局のアンテナ建設は終わりです。来年度は安瀬ノ沢だと聞いております。

**【議 長】**

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局へ進達します。

**【議 長】**

続きまして、番号6を上程します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第16号番号6を朗読)

**【議 長】**

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、北田和紀委員から所見を伺います。

**【委 員】**

現地は八幡（はちまん）神社の下にある元畑の場所です。物置とか、作業場も兼ねている建物を設置してから借用していた。[REDACTED]さんは自分の土地として使用したいと考え、土地の購入になりました。事務所

等として長期間使用する予定ですので、問題ないと思います。

**【議 長】**

農地法第5条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

資料10・11ページの「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。

3「転用事項」(1)の「用途」ですが、9の「その他の建物用地」に（事務所・駐車場等）、4「許可基準からみた意見と理由」(1)の「農地の区分」は「農用地、第1種農地、第3種農地に該当しないことから第2種農地」と区分されます。(2)の転用目的ですが、第2種農地であり、代替地なしの場合、転用ができるとなっております。

(3)の「目的実現の確実性」については、転用申請者は、資力についても金融機関からの残高証明で確認しており、確実性は判断できると見込まれます。

**【議 長】**

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

**【議 長】**

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局へ進達します。

**【議 長】**

続きまして、日程第5 議案第17号「農地法の適用外証明願」について、番号11を上程します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第 17 号番号 11 を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、北田和紀委員から所見を伺います。

【委 員】

8 地割字向山 35 番、以前は牧草地として使用していた経過があるが、現状は 30 年から 40 年経った杉の切り株や切った枝が散乱して、山林化をしている。日当たりが悪く農地とは不適合。9 地割字和山口 15 番 1、も 30 年から 40 年経った杉が有り山林化。10 地割字浪板 16 番の 1 は家庭菜園程度の畑と防火水槽が設置されている。17 番は宅地として使用。18 番は急傾地で法面になっており、農地とは使用できない。15 番 1 から 19 番にかけては獣道が出来ている。常に鹿が行き来している。19 番の一部には墓地が立っている。農地とは適さないと判断しました。

【議 長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと考えております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明  
願いに係る現地確認書」の（写し）を沿岸広域振興局へ送付いたします。

**【議 長】**

続きまして、日程第6 報告第7号「農地法第3条の3 第1項の規  
定による届出について」、番号7を報告いたします。

事務局より、資料の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』報告第7号番号7を朗読)

**【議 長】**

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの報告について、発言  
のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

**【議 長】**

本日の議案は、以上です。

その他として、何かありますか。

《事務局長》

●今後の予定・・・資料13ページを参照

**【議 長】**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会11月総会を閉会いたします。ご苦勞様でし  
た。

10時30分終了